

# 新型コロナウイルス感染防止策（利用者用）

国母公園有料運動施設  
（運動広場・テニスコート）  
令和2年8月7日改訂  
令和5年3月13日改訂

## 1 感染防止策

- (1) 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）  
利用時間や利用者数は最小限とする。
- (2) 人と人との距離の確保（「密接」の回避）  
受付は、代表者1名により行う。

## 2 その他の感染防止策

- (1) マスクの着用  
マスクの着用については、個人の判断に任せる。
- (2) 体調チェック  
利用者は、必ず事前に体温を測り、発熱（平熱より1℃以上を目安とする。）や風邪の症状（咳やのどの痛み）、嘔吐・下痢等の症状があれば利用しない。
- (3) ゴミの持ち帰り  
ゴミは各自持ち帰る。

## 3 施設ごとの注意点等

- (1) 開放時間について  
午前8時30分から午後10時とする。
- (2) 利用の手続き  
・「国母公園有料運動施設使用許可申請書」に利用者（代表者）が連絡先等必要事項を記入する。
- (3) 利用後の注意  
・利用終了後に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに国母公園管理事務所へ報告すること。